

東京都公報

発行
東京都

目次

35

告示

- 東京都港湾管理条例による使用料の徴収委託（二件）……………（港湾局港湾経営部経営課）…一
- コンテナ船舶に係る入港料の徴収委託……………（同）…二
- 東京都立海上公園の占用料の徴収委託（六件）……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…二
- 東京都八丈島空港の着陸料及び停留料の徴収委託……………（港湾局離島港湾部管理課）…三
- 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の手数料の徴収委託……………（警視庁）…四
- 道路交通法第百二十二条第一項に規定する手数料の徴収委託（四件）……………（同）…四
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習の手数料の徴収委託……………（同）…五
- 放置違反金の収納委託……………（同）…六
- 危険物取扱者免状の交付等及び消防設備士免状の交付等に係る手数料の徴収委託……………（東京消防庁）…六

告示（教）

- 東京都立多摩図書館施設及び附帯設備使用料徴収事務委託……………七

告示（水）

- 徴収事務の委託……………七
 - 定期検針業務の委託……………七
 - 収納事務の委託……………七
- 告示（下水）
- 下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収委託……………八
- 公 告
- 支出事務の委託……………（水道局）…八

告示

●東京都告示第四百八十号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第十九条に規定する港湾施設の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項及び地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項及び同法による改正前の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定の定めるところにより、次のとおり委託したのを告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
- （一）名称 東京港埠頭株式会社
- （二）所在地 江東区青海二丁目四番二十四号
- 二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設

- （一）有明客船ターミナル施設の駐車場（定期使用に係る部分を除く。）及び待合所施設
- （二）船舶給水施設（島しょ港湾に設置する施設を除き、現金納付による徴収に限る。）

●東京都告示第四百八十一号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第十九条に規定する港湾施設の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
- （一）名称 東京港埠頭・テレポートセンターグループ
- （二）所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内
- 二 委託期間
- 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 三 委託施設
- 竹芝客船ターミナル施設の駐車場（定期使用に係る部分を除く。）及び待合所施設

●東京都告示第四百八十二号

東京都入港料条例(昭和五十一年東京都条例第八十六号)第二条に規定する入港料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 横浜港埠頭株式会社

(二) 所在地 神奈川県横浜市中区山下町二番地

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託の内容

コンテナ船舶に係る入港料の徴収事務

●東京都告示第四百八十三号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)

別表第一に規定する東京都立海上公園を占有する者から徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところに

より、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京港野鳥公園グループ

(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都立東京港野鳥公園

●東京都告示第四百八十四号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)

別表第一に規定する東京都立海上公園を占有する者から徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 若洲シーサイドパークグループ

(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

日まで

三 委託施設 東京都立若洲海浜公園

●東京都告示第四百八十五号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)

別表第一に規定する東京都立海上公園を占有する者から徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス海上南部地区グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都立大井ふ頭中央海浜公園、東京都立城南島海浜公園、東京都立品川北ふ頭公園、東京都立コンテナふ頭公園、東京都立みなとが丘ふ頭公園、東京都立京浜島つばさ公園、東京都立京浜島ふ頭公園、東京都立城南島ふ頭公園、東京都立東海ふ頭公園、東京都立芝浦南ふ頭公園、東京都立東海緑道公園、東京都立京浜運河緑道公園、東京都立大井ふ頭緑道公園、東京都立城南島緑道

公園及び東京都立京浜島緑道公園

●東京都告示第四百八十六号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東部地区公園グループ

(二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都立辰巳の森海浜公園、東京都立晴海ふ頭公園、東京都立新木場公園、東京都立春海橋公園、東京都立辰巳の森緑道公園、東京都立夢の島緑道公園、東京都立新木場緑道公園及び東京都立晴海緑道公園

●東京都告示第四百八十七号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴

収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項及び地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)附則第二条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項及び同法による改正前の地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京臨海副都心グループ

(二) 所在地 江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京臨海ホールディングス内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都立お台場海浜公園、東京都立有明親水海浜公園、東京都立青海中央ふ頭公園、東京都立青海北ふ頭公園、東京都立青海南ふ頭公園、東京都立眺ふ頭公園、東京都立水の広場公園、東京都立有明西ふ頭公園、東京都立東八潮緑道公園、東京都立青海緑道公園、東京都立シンボルpromナード公園及び東京都立有明北緑道公園

●東京都告示第四百八十八号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)

別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 葛西海浜公園パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立葛西海浜公園

●東京都告示第四百八十九号

東京都営空港条例(昭和三十七年東京都条例第五十三号)別表第一に規定する東京都営空港を使用する者から徴収する着陸料及び停留料(東京都営空港条例施行規則(昭和三十七年東京都規則第七十六号)第五条第一項ただし書により知事の承認を得て納付するものを除く。)の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二

年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 八丈島空港ターミナルビル株式会社

(二) 所在地 東京都八丈島八丈町大賀郷二千八百三十九番地二

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都八丈島空港

●東京都告示第四百九十号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号) 第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を受けようとする者、同条第八項に規定する警備員の指導及び教育に関する講習を受けようとする者及び同法第四十二條第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号) 附則第二條第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八條第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 一般社団法人東京都警備業協会

(二) 所在地 台東区東上野一丁目一番十二号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号) 第一百二十二條第一項第五号の三に規定する同法第九十七條の二第一項第三号イ若しくはロ、同法第一百一条の四第二項又は同法第一百一条の七第三項の規定による認知機能検査を受けようとする者及び同法第一百二十二條第一項第十三号に規定する同法第八條の二第一項第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号) 附則第二條第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八條第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

名称

所在地

国際興業株式会社

中央区八重洲二丁目十番三

株式会社新東京自動車教習所

小平市小川町一丁目二千三百六十四番地

飛鳥DC日野株式会社

日野市旭が丘一丁目一番地の二

株式会社拜島自動車教習所

福生市大字熊川千四百九十五番地

学校法人五島育英会東急 多摩市唐木田三丁目六番地自動車学校

株式会社新神戸ドライブ 大島町差木地字フナギ六百イングスクール東京事業 五十一番地

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号) 第一百二十二條第一項第五号の三に規定する同法第九十七條の二第一項第三号イ若しくはロ、同法第一百一条の四第二項又は同法第一百一条の七第三項の規定による認知機能検査を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号) 附則第二條第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八條第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

名称

所在地

株式会社武蔵境自動車教習所 武蔵野市境二丁目六番四十三号

七島自動車株式会社伊豆 大島町元町字北ノ山二百二

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第十二条第一項第十三号に規定する同法第八条の二第一項第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

名 称 所在地

坂本自動車株式会社 台東区日本堤二丁目三十六番十号

日の丸総業株式会社 目黒区三田一丁目六番二十

丸自動車学校 七号

株式会社ラヴィドライビ 大田区西六郷一丁目三番十

ングスクール蒲田 五号

株式会社コヤマドライビ 世田谷区岡本三丁目四十番

ングスクール成城 二号

株式会社コヤマドライビ 世田谷区玉川三丁目四十三

ングスクール二子玉川 番一号

株式会社北豊島園自動車 練馬区春日町四丁目三十七

学校 番二十四号

株式会社大泉自動車教習 練馬区東大泉六丁目三十四

所 番一号

株式会社コヤマドライビ 練馬区谷原一丁目四番四号

ングスクール石神井

富士産業株式会社

足立区竹の塚七丁目十二番 一号

株式会社足立自動車学校

足立区東六月町三番一号

株式会社京成ドライビン

葛飾区高砂五丁目五十四番 十号

株式会社シグマ平和橋自

葛飾区東立石一丁目三番十 六号

動車教習所

黒井産業株式会社葛西橋

自動車教習所 江戸川区西葛西二丁目十六 番十一号

株式会社江戸川自動車教

習所 江戸川区平井五丁目四番三 号

株式会社今井自動車教習

所 江戸川区瑞江四丁目四十三 番十五号

株式会社トヨタ東京教育

センターヨクドライビ 立川市羽衣町一丁目三番四 号

ングスクール東京

株式会社調布自動車学校 調布市菊野台一丁目三十四 番地一

株式会社マジオネット多

摩マジオドライブス 日野市百草百八十八番地

クル多摩校

株式会社コヤマドライビ 東村山市秋津町三丁目十五 番地十八

ングスクール秋津

株式会社田無自動車教習 西東京市芝久保町四丁目四 番四号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百二十二条第一項に規定する手数料（同項第十二号に規定する同法第八条の二第一項各号に掲げる講習（同項第一号、第十号、第十四号及び第十五号に掲げる講習を除く。）を受けようとする者から徴収する手数料に限る。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

名 称 所在地

一般財団法人東京都交通 中野区弥生町二丁目四番十

安全協会 号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十四条第六項（同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に基づく営業所の管理者に対する講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京防犯協会連合会

(二) 所在地 中野区弥生町二丁目四番十号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都告示第四百九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

指定公金事務取扱者の名称及び所在地 指定日及び委託日
内容

株式会社NTTデ
Iタ 道路交通法(昭和
三十五年法律第百
五号)第五十一条
の四に規定する放
置違反金(以下
「放置違反金」と
いう。)の収納の
とりまとめに関す
る事務及びモバイ
ルレジによる放置
違反金の収納

江東区豊洲三丁目
三番三号

令和六年四月一日

株式会社しんきん
情報サービス
港区港南一丁目八
番二十七号
株式会社セブン
直営店舗及び加盟

同右

イレブン・ジャパ
ン 店舗における放置
違反金の収納

千代田区二番町八
番地八

株式会社ファミリ
ーマート

港区芝浦三丁目一
番二十一号

株式会社ポプラ

広島県広島市安佐
北区安佐町大字久
地六百六十五番地
の一

株式会社

千葉県千葉市美浜
区中瀬一丁目五番
地一

株式会社

山崎製パン株式会
社

千代田区岩本町三
丁目十番一号

株式会社

品川区大崎一丁目
十一番二号

株式会社

千代田区内幸町一
丁目二番二号

PayPay株式
会社

千代田区紀尾井町
一番三号

株式会社NTTド
コモ

千代田区永田町二

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

丁目十一番一号

楽天ペイメント株
式会社 楽天ペイによる放
置違反金の収納

港区港南二丁目十
六番五号

LINE Pay

LINE Pay

株式会社

品川区西品川一丁
目一番一号

株式会社みずほ銀
行

千代田区大手町一
丁目五番五号

楽天銀行株式会社

港区港南二丁目十
六番五号

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

●東京都告示第四百九十七号

東京都消防関係手数料条例(平成十二年東京都条例第百
号)別表十七の項に規定する危険物取扱者免状の交付、同
表十八の項に規定する危険物取扱者免状の書換え、同表十
九の項に規定する危険物取扱者免状の再交付、同表二十三
の項に規定する消防設備士免状の交付、同表二十四の項に
規定する消防設備士免状の書換え及び同表二十五の項に規
定する消防設備士免状の再交付に係る手数料の徴収の事務
については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令
(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づ
き、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年
政令第十六号)第五百五十八條第一項の定めるところにより、
次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 一般財団法人消防試験研究センター
- (二) 所在地 千代田区霞が関一丁目四番二号 大同生命霞が関ビル十九階

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託の事務を行う施設

- (一) 名称 一般財団法人消防試験研究センター 中央試験センター
- (二) 所在地 渋谷区幡ヶ谷一丁目十三番二十号

告 示(教)

●東京都教育委員会告示第十三号

東京都立図書館条例(昭和三十九年東京都条例第一百十二号)第八条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都教育委員会

一 委託した相手方

- (一) 名称 光管財株式会社
 - (二) 所在地 足立区栗原三丁目十番十九-1百五号
- 二 委託期間
- 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託の事務を行う施設

- (一) 名称 東京都立多摩図書館
- (二) 所在地 国分寺市泉町二丁目二番二十六号

告 示(水)

●東京都水道局告示第五号

地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)附則第二条第四項の規定に基づき、東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程(令和六年東京都水道局管理規程第十四号)による改正前の東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第四十三号)第二条の規定により、徴収事務を次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都水道局長 西山智之

一 委託した相手方

受託者名

所在地

- 東京水道株式会社 新宿区西新宿六丁目五番一号
 - 株式会社宅配 文京区本郷四丁目十一番五号
 - 第一環境株式会社 港区赤坂二丁目二番十二号
 - ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 港区海岸三丁目二十番二十号
 - 三鷹市管工事業協同組合 三鷹市野崎二丁目十九番十四号
- 二 委託期間
- 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都水道局告示第六号

地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)附則第二条第四項の規定に基づき、東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程(令和六年東京都水道局管理規程第十四号)による改正前の東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第四十三号)第二条の規定により、定期検針業務を次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都水道局長 西山智之

一 委託した相手方

受託者名

所在地

- 東京熱供給株式会社 千代田区九段南四丁目八番八号
- 二 委託期間
- 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

●東京都水道局告示第七号

地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)附則第二条第四項の規定に基づき、東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程(令和六年東京都水道局管理規程第十四号)による改正前の東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第四十三号)第二条の規定により、水道料金等の収納の事務を次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都水道局長 西山智之

一 委託した相手方

受託者名

所在地

株式会社しんきん情報サービス

港区港南一丁目八番

株式会社セブンーイレブン・ジャパン

千代田区二番町八番地八

株式会社ファミリーマート

港区芝浦三丁目一番二十一号

株式会社ポプラ

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

ミニストップ株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

山崎製パン株式会社

千代田区岩本町三丁目十番一号

株式会社ローソン

品川区大崎一丁目十一番二号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第二号

下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収の事務については、地方自治法の一部を改正する法律(令和五年法律第十九号)附則第二条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、同法による改正前の地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都下水道局長 佐々木 健

一 委託した相手方

(一) 名称

東京都下水道サービス株式会社

(二) 所在地

千代田区大手町二丁目六番三号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

公 告

支出事務の委託について

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第三条の規定に基づき、東京都水道局支出事務委託に関する規程の一部を改正する規程(令和六年東京都水道局管理規程第十三号)による改正前の東京都水道局支出事務委託に関する規程(平成二十六年東京都水道局管理規程第十号)第二条の規定により、支出事務を次のとおり委託したので公告する。

令和六年四月一日

東京都水道局長 西山 智 之

一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社

新宿区西新宿六丁目五番一号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号

163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話

〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号

113-0001

